

一般社団法人 神奈川県剣道連盟 ハラスメント対策

○スポーツ振興法 1961年制定

○スポーツ基本法 2011年施行(スポーツ振興法の前面改正)

○スポーツ基本法 2025年6月(大規模改正)

【主なポイント】

▶部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等
 (16条の3～17条の4)

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期 課程及び特別支援学校の中学校部を含む。略)の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部 活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体(略)その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の 補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

▶スポーツ・インテグリティの確保等(暴力の防止等)(29条～29条の5)

○暴力等の防止 「暴力」「パワハラ」「セクハラ」「盗撮」「(インターネット上の)誹謗中傷」等の防止
 (暴力等の防止)

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。)、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等(次項において「暴力等」という。)によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

改正法施行通知(令和7年9月1日スポーツ庁次長通知)「第2 留意事項」

10 スポーツの公正及び公平の確保等について 法第3章第4節において、「スポーツの公正及び公平の確保等」は、「スポーツ・インテグリティの確保等」を指し、スポーツ・インテグリティに関する国内外の機運の高まりなどを踏まえ、これまで個別に規定していた、ドーピング防止活動やスポーツにおける紛争の解決に関する規定を新設した節に移動するとともに、スポーツにおける「暴力」、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「盗撮」、「(インターネット上の)誹謗中傷」等の防止や、スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、スポーツ団体のガバナンスの確保に関する規定が新設されたこと。上記を踏まえ、国及び地方公共団体は、暴力等により、スポーツを行う者がスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないよう、相談体制の構築など暴力等の防止について必要な措置を講じること。また、スポーツ団体は「スポーツ団体ガバナンスコード」等を踏まえ、スポーツ団体のガバナンスの確保等に努めるとともに、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないように努めること。加えて、選手や指導者等のスポーツ関係者がオンラインカジノを含む違法賭博に関わることがないよう、また役職員が当該団体における選手や指導者等の違法行為や不正行為の防止等に適切に対処できるよう、コンプライアンス意識の徹底に取り組むよう努めること

※スポーツインテグリティ

スポーツ における「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指す。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、差別、スポーツ団体のガバナンス欠如等がある。

スポーツ・インテグリティを脅かす要因



なくならない不祥事

(全剣連への告発)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総件数	14件	15件	20件	33件	42件	47件
実名告発	8件	9件	18件	23件	22件	33件

※令和7年度は11月末時点

(報道案件)

- ①傷害容疑で37歳教諭逮捕、生徒全治不詳けが（茨城県）
- ②指導者、小1女児を木刀で殴打 略式起訴（東京都）
- ③部活中に許可なく顧問が日本刀で指導 生徒けが（奈良県）
- ④東海大福岡高 いじめ10件「自殺一因」（福岡県）
- ⑤磐田東高校・強豪剣道部いじめ事件（静岡県）

○全剣連に寄せられた苦情相談
(令和7年4月～11月末)

33件！(実名告発)

►ほとんどが暴言・暴力行為

○神奈川県剣連の事案 2件！

A 事案は、暴言・暴力行為

►倫理委員会により調査対応

B事案も、暴言・暴力行為

►相談者より調査・対応は、

不要の申し出あり。(恐怖心)

神奈川県剣道連盟のガバナンス
とコンプライアンスの強化が必須